

**千葉県**

**地域生活**

**定着支援センター**

**福祉と司法をつなぐ架け橋**

**特定非営利活動法人生活サポート千葉**

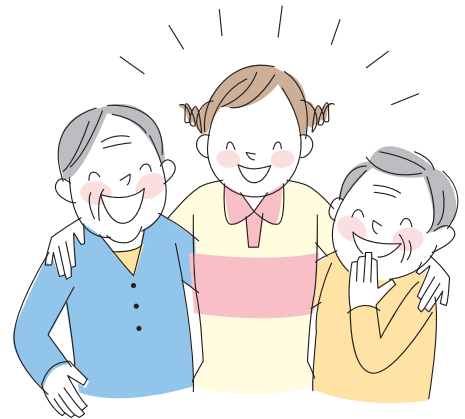
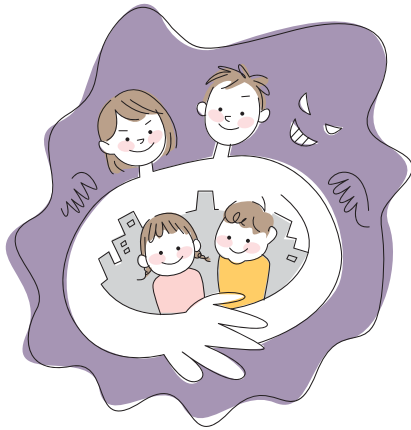
開設：平成22年10月1日

連絡先：TEL.043-224-5721 FAX.043-224-5720

## 地域生活定着支援センターとは…

刑務所などの矯正施設には本来、福祉のサービスが必要だった高齢者または障害者が多くいます。犯罪に至った主な理由は「困窮・生活苦」であったことが法務省の調査で明らかになっています。

罪を償い出所した後も親族等の受け入れ先がない、自力では必要な福祉サービスにたどり着けない高齢者、障害者は再犯のリスクが高くなっています。



地域生活定着支援センターは、刑務所、少年院等の矯正施設及び保護観察所と連携し、出所後ただちに福祉サービス等が利用できるよう調整を行い、地域の中で生活することができるよう支援いたします。

## 業 務 内 容

### 1. コーディネート業務

**対象者** 保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設からの出所予定者のうち出所後に帰る場所が決まっていない、または身元引受人がないなどの理由で自立して社会生活することが難しい高齢者または障害者（関係機関による受け入れ会議で対象者を選定）

**支援内容** 対象者との面談による福祉サービスのニーズの確認、援護の実施者（市町村）の調整、受け入れ施設等のあっせん、要介護認定の申請、障害者手帳の取得申請、福祉サービスの利用申請、障害基礎年金、老齢基礎年金等の受給申請、生活保護の受給申請 ほか

### 2. フォロアップ業務

**対象者** コーディネート業務の対象者で、矯正施設から出所後に福祉施設等を利用している者

**支援内容** 利用施設等訪問による生活状況の確認  
受け入れ施設等に対する支援やサービス利用に関する必要な助言

### 3. 相談支援業務

**対象者** コーディネート業務対象者以外の、懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、または保護処分を受けた後、矯正施設を出所した高齢者、障害者やその家族等及び行政機関等の関係者

**支援内容** 福祉サービス等の利用に関する助言やその他の必要な支援

# 運 営 の 基 本 方 針

## ①「個人の自己実現」を支援します。

障害や高齢による「生きづらさ」、「困窮」といった個人的、環境的背景に配慮し、利用者に対して一人ひとりの尊厳を守り、適切な支援につなげることで社会の一員として生活していけるようにします。

## ②ネットワークによる支援をします。

支援をするにあたり、矯正施設退所以前から関係機関と連携を図ります。司法機関、福祉施設だけでなく、行政、労働機関、医療などの地域の資源をつなぎ、地域社会と連携・協働してネットワークでの支援をします。

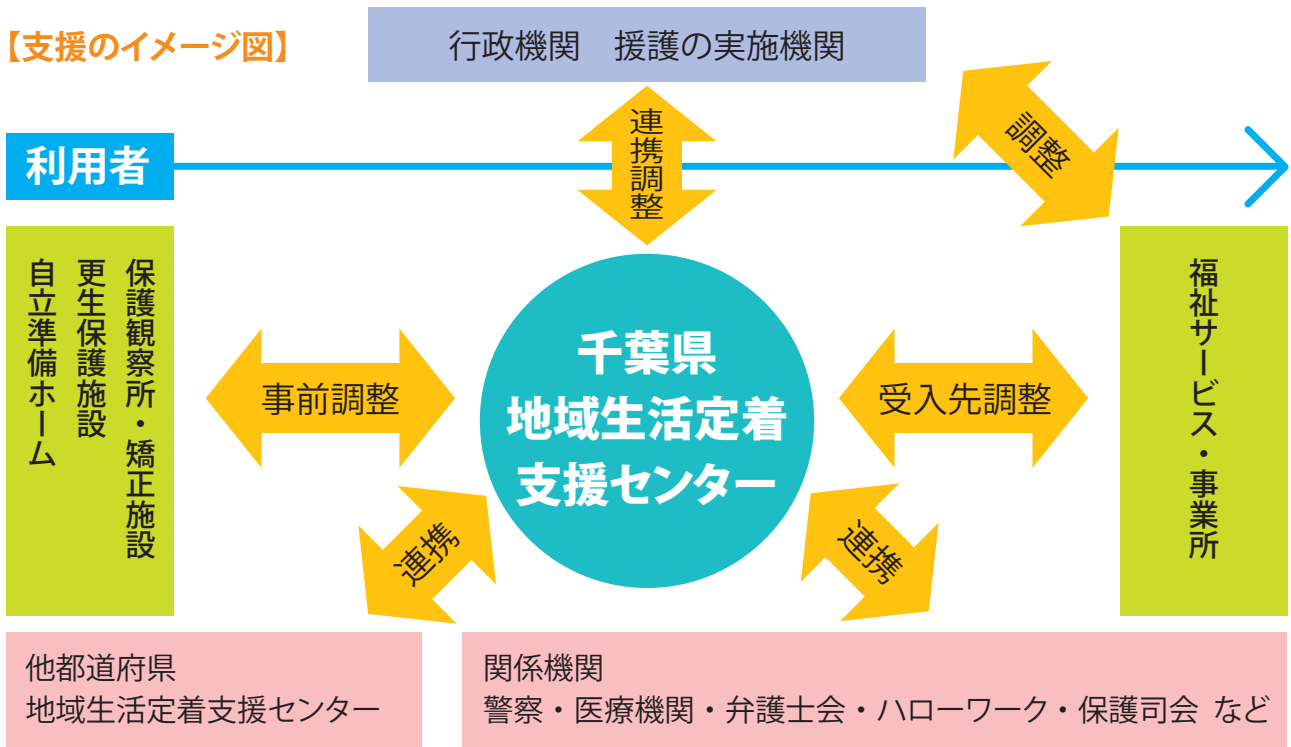
## ③守秘義務を徹底します。

犯罪歴・非行歴といったデリケートな情報を取り扱うので、プライバシーに配慮し個人情報保護を徹底します。

## ④運営推進委員会を設置します。

矯正、更生保護、福祉、労働、医療等の各機関が参加し関係機関の支援・連携の強化促進を図ります。

### 【支援のイメージ図】



## 緊急的住居確保・自立支援対策制度(自立準備ホーム)について

頼れる親族等がなく、適当な住居の確保が困難な保護観察対象者及び更生緊急保護対象者について、更生保護施設以外の宿泊場所を供与する法人格を有する事業者（例えば、路上生活者を支援する NPO 法人、障害者等のグループホームを運営する社会福祉法人等）に、保護観察所が応急の救護及び補導援護又は更生救急保護として宿泊場所の供与等を委託するものであり、平成 23 年度 4 月 1 日から施行されています。

主な委託の内容は、①宿泊場所の供与（一定の広さを有し、寝具及び日常生活上不可欠な備品を備え、非保護者の人権に配慮し、かつ安全で保健衛生に適するものであること。）②食事（1日3回味覚豊かな食事の提供。やむを得ない場合は現金支給可。）③入浴（無償で1週間3回以上。入浴設備のない場合は週3回以上の銭湯入浴分を実費支給。）④自立準備支援（自立準備ホームの職員が必ず毎日訪問するなどして被保護者に生活全般に渡る相談等の支援を実施。）

## 特定非営利活動法人 生活サポート千葉

千葉県知的障害者福祉協会が設立し、平成22年10月1日より地域生活定着支援センター事業を行っています。社会生活上適切な援助を受けられないために罪を犯した障害者・高齢者の更生、社会復帰及び地域生活への援助を実施するとともに、障害者及び高齢者の福祉の向上と権利擁護の推進を目的としています。

この目的を達成するため、福祉、司法、行政関係者等とのネットワーク作りを行い、関係者との信頼関係を構築しながら協働で事業の遂行に当たることを運営の方針としています。

当法人の事業にご賛同頂き、皆様のご協力をお願い申し上げます。

### 体験談

#### 10代 男性(広汎性発達障害)



両親が別れ、父と暮らすようになりました。酒に酔った父から毎日愚痴を聞かされ怒鳴られていたため、自宅が無くなれば父と一緒に住まなくてもよいと考え、アパートに火をつけてしまいました。医療少年院の中でいろいろな事を教わり、今後は同じ罪を起こすつもりはありません。自分は社会のことが全く分らず不安が大きかったけれど、出院後はグループホームに入居して通所施設に通うことから始めました。施設では自分にしかできない仕事を任せてもらっているのでやりがいを感じています。いつかもっとお給料がもらえるような所に就職をしたいです。どんな仕事があるのか、何が自分に向いているのかも分かりませんが、少しずつ経験を積んでいきたいです。

#### 50代 女性(精神障害)



若くして結婚し離婚しました。その後は定住することなく放浪が始まり、職権消除により住民票はありませんでした。赤い自転車ばかりを盗んで捕まり、『占有離脱物横領』で逮捕・収監されていました。自分には仕事がなく、働かなければならぬため仕事を探して歩き回り、疲れると放置自転車を拝借してきました。定着支援センターの職員が刑務所に来て「出所後は住む場所と仕事を用意するから、もう自転車で仕事を探しに行かなくていい」と言いました。その通り、今はグループホームから通所施設に通って働いています。友だちもでき、公園清掃やバーベキューなどに参加しています。

### 会員を募集しています

正会員 個人の方：1口 3,000円 団体の方：1口 5,000円  
賛助会員 個人の方：1口 5,000円 団体の方：1口 10,000円

ゆうちょ銀行 口座番号：00190-0-362223 千葉銀行 中央支店：普通 4164678  
加入者名：特定非営利活動法人生活サポート千葉